役員及び評議員の報酬に関する規程

社会福祉法人　竹　恵　会

役員及び評議員の報酬に関する規程

（　目　的　）
第1条　　この規程は、社会福祉法人竹恵会(以下「当法人」という)　定款第8条及び第21条の規定に基づき、社会福祉法人の役員及び評議員の報酬等について定めるものとする。

（　定　義　）
第2条　　この規程でいう役員とは、理事、監事をいう。

（　理事会及び評議員会の出席　）
第3条　　役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表１の金額を上限として報酬(及び交通費)を支払うことができる。

（　役員及び評議員の報酬　）
第4条　　当法人の理事長の報酬月額は、別表2「理事長の報酬月額」に定める金額以内とし、役員及び評議員が理事会出席及び評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表２に定める額を上限として理事長が別に定める報酬(及び交通費含む)を支払うことができる。

（　出張旅費　）
第5条　　役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表３により報酬及び旅費等を支給することができる。
(2)　旅費は、実費を支給する。
(3)　業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
(4)　旅費は実情を考慮し、増額することができる。
(5)　旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（　報酬の支給方法　）
第６条　その金額を通貨で、役員及び評議員に支払うものとする。
２．報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。
３．理事長の報酬月額の支給日は、正規職員の規程に準ずる。その他別表１、別表２に記
４．自己の預金への振込みを申し出た場合には、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。

（　適用除外　）
第７条　施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

（　公　表　）
第８条　　当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。
（ 改　廃　）
第９条　　この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（　補　則　）
第１０条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附　則
1.　この規程は、平成１３年４月１日から適用する。
2.　平成元年４月１日制定の社会福祉法人役員謝金規程は廃止する。
3.　この規程の一部改正は、平成２２年４月１日から適用する。
4.　この規程の一部改正は、平成２９年４月１日より施行する。
5.　この規程の一部改正は、令和元年７月１日より施行する。
6.　この規程の一部改正は、令和５年６月１日より施行する。

別表１

名称	交通費距離	報酬
理事会・評議員会 出席報酬	１０Km以内	１２，０００円
	１０Km超	１５，０００円
オンラインにて 上記会に参加	交通費なし	１０，０００円
決議の省略による同意	交通費なし	５，０００円

別表２

名称	報酬
理事長の報酬月額	３０万円までの範囲内
役員及び評議員業務上限額	２２，０００円
一事業年度につき監事の監査に係る報酬額	１００，０００円以内

別表３

旅　費	宿泊費	報酬１日	その他
実　費	実費	２０，０００円	実費